

令和6年

# 厚生委員会会議録

とき 令和6年9月25日

品川区議会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年9月25日(水) 午前10時00分～午後0時17分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永よしひろ	副委員長 石田秀男
	委員 渡辺ゆういち	委員 若林ひろき
	委員 ひがしゆき	委員 鈴木ひろ子
	委員 筒井ようすけ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野福祉計画課長	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	檜村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	遠藤健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	若生健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	福地品川区保健所大井保健センター所長	三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長
	池田国保医療年金課長	

○午前10時00分開会

○松永委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察についておよびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

なお、本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

1 報告事項

(1) 令和5年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果について

○松永委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1)令和5年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

それでは、令和5年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、品川区の指定管理制度については、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針および実施要領に基づいて実施しております。モニタリング・評価の目的は、指定管理者と区が課題を共有し、業務改善を行っていくための手段として行っているものでございます。

モニタリングスケジュールでございます。指定管理者は、毎年3月末までに次年度の実施事業計画を提出いたします。そして、5月末までに指定管理者自らが前年度のモニタリング・自己点検・自己評価・自己分析を行いまして、事業報告書を区に提出し、説明をいたします。それを受けまして、各所管においてヒアリングを行った後、区政運営会議で全庁的な検証・評価を行い、その結果を本日ご報告させていただきます。

なお、区政運営会議におきます評価結果につきましては、各施設のシートの最後にコメントを記載してございます。このコメントについては指定管理者にフィードバックし、業務改善に活用していただくものでございます。

それでは、各施設を所管いたします担当課長より順にご説明申し上げますが、初めに私から、障害者支援課所管の指定管理施設として、8施設につきましてポイントを絞ってご説明いたします。

おめぐりいただきまして、1ページ、心身障害者福祉会館でございます。指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターです。

指定管理業務の概要です。自立訓練センター、障害児者相談支援センター、地域活動支援センターの3つの運営についてでございます。その下の利用率は記載のとおりです。表の下の米印ですが、自立訓練には機能訓練と生活訓練があり、令和4年度からニーズの高い機能訓練に一本化いたしました。前年度から自立訓練の利用率が増えているのは、利用者のニーズの変化に対応したためでございます。

2ページです。上段の積極的に評価した事項でございます。1点目、自立訓練では、相談支援センターや回復期のリハビリ病院等から高次脳機能障害の方の受入れを進め、利用率が向上したこと。2点目、医療的ケアが必要な利用者の受入れを進め、たん吸引研修、強度行動障害支援者研修等に職員が参

加し、利用者支援の質の向上に努めたこととございます。

一方、改善が必要な事項は、自立訓練、生活介護の利用率の向上でございます。

対応方針です。自立訓練におきましては周知を強化し、多様な利用者を受け入れ、利用率の向上につなげること。生活介護につきましては、重度障害の方の受入れ実績等を積極的に発信し、特別支援学校等と連携し、利用促進を図ることとしています。

区民満足の視点でございます。5点目、手話講習会や高次脳機能障害の講座を障害者総合支援施設と協力して行い、2ヶ所で開催し、受講の機会を増やしたこと。会館まつりについては、町会や障害者団体、ボランティア団体と協力して4年ぶりに開催し、障害者の理解促進を図ったこととございます。

5ページをご覧ください。西大井福祉園でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。知的障害者を対象とした生活介護、就労継続支援B型を行っております。利用率は、生活介護は横ばい、就労継続支援型は前年度と比べて低下しております。

6ページでございます。積極的に評価した事項についてです。新型コロナウイルス感染症の5類相当への移行に伴いまして、コロナ禍の前の規模でオータムフェスティバルや地域行事に出店するなど、地域との交流事業を再開したこととございます。

一方、改善が必要な事項は、就労継続支援B型について、感染症の影響により事業を一部中止したため、目標工賃を達成できず、工賃を向上させる必要があることです。

対応方針です。引き続き感染症の拡大防止に十分留意しながら、利用者・家族の状況を把握し、利用率の向上を図るとともに、受託事業の受注に努め、工賃向上を図っていくこととしております。

区民満足の視点です。利用者家族との新たなコミュニケーションチャンネルとしてLINEを試行導入し、円滑な運営を図った点とございます。

続きまして、9ページ、かがやき園でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会でございます。生活介護、短期入所、施設入所を行っております。利用率についてですが、施設入所・生活介護は横ばい、短期入所は感染症の影響で低下しております。

10ページ、積極的に評価した事項でございます。利用者の高齢化・重度化に応じた適切な支援を行うため、研修の実施、資格取得を奨励し、職員のスキルアップ、人材育成に努めたこととございます。

一方、改善が必要な事項でございます。利用者の高齢化により介護のレベルが高まっているため、利用者に見合った生活の場を提案する必要があるとのこととございます。

対応方針です。利用者の介護予防の取組の継続と研修による介護技術のスキルアップ、介護保険の対象となった利用者の方につきましては、関係機関と連携し、介護保険制度への円滑な移行を目指すとしております。

区民満足の視点です。家族との連絡会で、施設や家庭での様子の情報交換を行い、協力体制に努めたこととございます。

13ページでございます。ここからは3つのグループホームになります。

まず、北品川つばさの家でございます。指定管理者は、社会福祉法人げんきです。定員は12名です。

14ページでございます。積極的に評価した事項についてです。利用者の自立度やご家族との関わり方などを職員間、関係機関と共有しまして、介護サービスも含め、利用者の希望する生活が送れるよう支援したこととございます。

一方、改善が必要な事項です。高齢化・重度化しているご利用者、また一方で自立度の高いご利用者、それぞれの生活について、本人の意思を尊重しながら検討していく必要があるということとございます。

対応方針です。福祉専門有資格者を配置し、利用者の意思を尊重し、丁寧なアセスメントを継続して行うことで必要な支援を見極めて、関係機関と連携を図り、介護サービス等の利用も含めて生活を支援していくこととしております。

区民満足の視点です。ケース会議・運営会議を実施いたしまして、利用者の状態・思いを職員間で共有し、家族・関係機関と連携し生活の質の向上に努めたこと。利用者ミーティングを設け、声を反映するように努めたことです。

17ページでございます。西大井つばさの家です。指定管理者は、社会福祉法人福栄会、令和5年5月から定員を7人から9人に変更いたしました。

積極的に評価した事項です。大規模改修工事後の定員増に対しまして、区や関係機関と連携を図りながら円滑に入所を進めたことでございます。

改善が必要な事項です。利用者の心身状況の変化に対応するため、成年後見制度の活用も検討していくということです。

対応方針です。障害者福祉・権利擁護・高齢者福祉の関係機関が連携し、利用者の心身の状況に応じたきめ細かな個別支援を行うこととしております。

サービス向上、業務改善の視点です。オータムフェスティバルの開催、地域行事への出店等、地域との交流事業を再開したこと。品川区知的障害者グループホーム連絡会を継続実施し、区内の知的障害者グループホーム同士の連携体制の向上につなげたことでございます。

19ページです。上大崎つばさの家です。指定管理者は、社会福祉法人げんきです。定員は5名です。

20ページです。積極的に評価した事項でございます。自治会活動や地域のフェスタに積極的に参加し、地域との交流を図ったこと。館内の活動を通じまして、利用者、世話人同士の交流も図ったことです。

改善が必要な事項です。障害者の多様な特性、心身の状態に応じ、さらなる支援内容の充実が求められることでございます。

対応方針です。法人内の各施設と情報共有しながら支援内容の充実を図り、丁寧かつ利用者の自己実現を目指すということでございます。

区民満足の視点です。自治会が主催する活動や地域のフェスタに参加したり、利用者同士や世話人と交流するなど、利用者が楽しめる活動を設定しているところです。

21ページです。発達障害者支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人げんきでございます。就労継続支援B型と、支援事業として発達障害者の方の就労相談等を行っております。利用率についてですが、就労継続支援B型につきましては、感染症の影響により前年度に比べて低下しておりますが、成人期支援事業の就労相談の登録が増えている状況でございます。

22ページ、積極的に評価した事項についてです。就労継続支援B型では、新規受注開始や施設外就労の拡大、広報の強化により目標工賃を上回ったこと。4名の方が就労継続支援A型、就職へステップアップし、移行したことです。また、成人期支援事業の登録者数が増加し、利用者が見学や体験実習を行うときに、オンラインを活用した面談方法を取り入れたことでございます。

一方、改善が必要な事項です。就労継続支援B型の新規利用の促進や利用率の向上を図る必要があることです。

対応方針です。法人のホームページやSNSを駆使し、事業者の取組を発信し、新規利用につなげていくこと。また、多様な就労の形により、自分の強みを活かして働くことのできる柔軟な利用設定や作

業メニューを提供していくこととしています。

サービス向上および業務改善の視点です。法人全体でICT化を推進し、記録・情報管理システムの活用、業務用スマートフォンによる情報共有など、業務の効率化、業務改善に積極的に取り組んだこととございます。

25ページです。障害児者総合支援施設ぐるっぽでございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。指定管理業務の概要です。児童発達支援センター、品川児童学園、相談、生活介護、就労継続支援B型、短期入所、地域活動支援センター等々多岐にわたっております。利用率についてですが、児童発達支援と放課後等デイサービスについては、前年度と比べて低下しております。一方で、日中一時支援は増加しているところでございます。

26ページです。積極的に評価した事項でございます。子ども発達相談室の初回相談について、1日に複数件の相談ができる体制を構築し、円滑に親子面接につなげ、相談待ちを解消いたしました。また、保育所等訪問については、周知の強化により延べ利用者数が大幅に増加いたしました。短期入所事業の利用者が増え、1年をフルに活動できていること。また、入所施設からグループホームへの移行を希望している方につきまして、短期入所で生活体験事業を提供したことです。

一方、改善が必要な事項です。児童発達支援、放課後等デイサービスの利用率の向上と、医療的ケア、今現在お一人の方を受け入れています。さらなる利用者の受入れ、訪問系サービスのうち、居宅介護や重度訪問介護、移動支援について多くの実績がありますが、行動援護については実績がないため、訪問系サービスの利用を増やす必要があるとのこととございます。

対応方針です。児童発達支援について、重度の利用者を中心に受け入れており、体調により通所が不安定なる方も多い。日々の体調管理をきめ細かく行い、安定した通所となるよう支援していくこと。医療的ケアに対応するため、看護師の配置やさらなる研修を行うなど、受入れ体制を整えていくこと。訪問系サービスについては関係事業者周知を図り、利用者増を目指すとしております。

27ページ、サービス向上および業務の視点です。子ども発達相談室とぐるっぽ内にある南品川障害児者相談支援センターが緊密に連携し、児童発達支援の利用希望者に対して速やかにサービスにつなげるなど、運営方法を工夫してサービスを向上させたこと。区と連携し、配置職員の資質を活かし、困難性の高い調整にも対応していること。支援経験の長い職員を多数配置し、重度の障害者の対応や短期入所での緊急対応を積極的に行うことで、拠点施設としての役割を強化したことでございます。

### ○菅野高齢者福祉課長

それでは私から、高齢者福祉課所管の指定管理施設といたしまして、在宅サービスセンター8か所、地域密着型多機能ホーム5か所、認知症高齢者グループホーム2か所、そして特別養護老人ホーム7か所の計22か所について説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。在宅サービスセンターです。品川区立八潮在宅サービスセンター、指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターです。施設の設置目的、指定管理業務の概要は資料に記載のとおりです。以降、7か所の在宅サービスセンターにつきましても同様でございます。

定員、利用率につきましても記載のとおりですが、コロナ禍において、令和2年度と令和3年度は在宅サービスセンターの利用率が利用控えなどから減少傾向でしたが、令和4年度から回復傾向となっております。利用率は前年度と比べ、さらに上昇しております。

続きまして、事業収支の概要です。収入については区からの管理運営委託料、利用料金、その他収入等の3つに分類しております。支出については、人件費、事業費、事務費等の3つに分類しております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。一番上、総括欄です。積極的に評価した事項としては2点目のところ、エレベーターがない八潮団地の特殊性から、団地の階段下ではなく、利用者のお宅の玄関まで送迎することで、家族からの安心感や信頼を得ていることなどが挙げられております。

一方、改善が必要な事項としては、提供サービスおよび具体的なプログラムの改善です。八潮地区では高齢化率の高まりにより、介護度が軽度な利用者が増加しており、適したプログラム提供が追いついていないため、他事業者の運営方法を参考とするなどし、ニーズに沿ったサービス提供体制を検討するとしております。

続きまして、5ページをご覧ください。大井在宅サービスセンター、指定管理者は、同じく品川総合福祉センターです。利用率については、通所介護、認知症デイサービス共に前年度より上昇しております。

6ページです。積極的に評価した事項としては、2点目のところ、認知症デイサービスの利用率が回復傾向となったこと。

改善が必要な事項としては、サービスと質の担保と収支のバランスの調整を挙げており、質の高いサービスを提供するために人員体制を整え、専門職を配置することで人件費が増えていることから、さらなる利用率の向上を図るとともに、認知症予防プログラムを職員がレベル差なく提供できるように、ノウハウの共有を図ることとしております。

続きまして、9ページ、中延在宅サービスセンターです。指定管理者は、同じく品川総合福祉センター、通所介護、認知症デイサービス、共に高い利用率を維持しております。

10ページをご覧ください。積極的に評価する事項としては、軽度な介護度の利用者を多く受け入れ、通所しない日の自宅での生活を意識したプログラムを提供していること。

改善が必要な事項は、各種システムの活用を挙げており、職員の負担軽減や業務効率化のためタブレット機器を導入したが、成果につなげることができなかったため、他施設の導入事例を参考に、施設内でどのように展開すれば職員の働きやすさにつながるのか検討していくこととしております。

続きまして、13ページです。大崎在宅サービスセンター、指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。利用率は前年度と比べ通所介護が上昇し、認知症デイサービスが減少しております。

おめくりいただきまして、14ページ、積極的に評価した事項としては、日々のレクリエーションについて、若手職員が中心となり、SNS等や他施設の取組を参考に、モルックやボッチャ、ネイル塗りなど誰もが楽しめる活動を実施したこと、改善が必要な事項は、認知症デイサービスの利用率向上を挙げております。認知症の特性に応じた個別性の高いサービスである認知症デイサービスが通所介護との差別化が不十分となっていることから、利用者ニーズを把握し、提供サービスが適合しているか検証していくこととしております。

続いて17ページ、戸越台在宅サービスセンター、指定管理者は、社会福祉法人三徳会です。こちらの利用率ですが、大規模改修工事期間、こちらは平成30年10月から令和3年1月を休止していたため、認知症デイサービスの利用率がいまだに低い状況となっております。

続きまして、18ページです。積極的に評価した事項としては、集団体操やレクリエーションリハビリを効果的に行い、楽しみながら継続可能な運動習慣を定着させていること。一方、改善が必要な事項としては認知症デイサービスの利用率を挙げており、利用者および家族のニーズに合わせたサービス提供ができていないことから、対応方針として、認知症デイサービスの高い専門性を周知し、通所介護の組み合わせ利用も含めて勧奨していくとしております。

続きまして19ページ、荏原在宅サービスセンター、こちらも同じく三徳会です。利用率につきましては、通所介護、認知症デイサービス共に前年度より減少しております。令和5年7月より、荏原複合施設の大規模改修工事が始まっております。特別養護老人ホームや在宅サービスセンターは現所在地での事業運営を継続しており、今後も利用率の動向を注視してまいります。

20ページです。積極的に評価した事項については、大規模改修中も安全を最優先とした事業継続を目指し、打合せを増やすことで起こり得る事態を想定して、職員間でイメージを共有することに努めたこと。一方、改善が必要な事項としては利用率の低迷です。

対応方針として2点目のところ、定期的にニュースレターを発行し、工事の様子や進捗を丁寧に伝え、工事中も引き続き利用可能であることを周知していくとしております。

続きまして21ページです。小山在宅サービスセンター、こちらも三徳会が指定管理者です。認知症対応型デイの単独となります。利用率は前年度より上昇しております。

おめくりいただいて22ページ、積極的に評価した事項としては、利用率の向上を図るため定例会議を設け、課題分析を行った上でサービス内容等を見直し、利用率を回復させたこと。そして改善が必要な事項としては、利用率のさらなる向上を挙げております。原因として、認知症デイサービスの利点を十分周知できていないとし、認知症疾患医療センター医師に直接助言を得られることや、単独施設として職員の認知症ケアの質が高いことなどを広報し、登録者の獲得につなげるとしております。

続きまして23ページ、月見橋在宅サービスセンター、こちらの指定管理者は、社会福祉法人さくら会です。利用率については通所介護が減少し、認知症デイサービスが上昇しております。

おめくりいただきまして24ページ、積極的に評価した事項としては、2点目、看護師の配置が派遣のみから採用となり、2名の正規雇用となり人件費を大幅に削減したことや、事業所全体での離職率が0%だったこと。

改善が必要な事項としては、利用目的の明確化や事業所への評価の向上による長期利用者の増加を挙げております。利用者向け満足度調査では、利用料金の妥当性や施設利用の効果の満足度が低めの傾向であるため、対応方針として、科学的介護情報システムLIFEを導入することで、活動の可視化・数値評価をすとしてしております。

続きまして27ページ、ここからは地域密着型多機能ホームになります。

まず最初に、品川区立小山地域密着型多機能ホーム、指定管理者は、社会福祉法人新生寿会です。施設の設置目的、指定管理業務の概要は資料に記載のとおりです。小規模多機能ホームにつきましては登録制となっており、通い、訪問、泊まりの組み合わせで提供するサービスです。なお、こちらの施設はグループホームを併設しております。

利用率のところで昨年度から変更している点が、種別に小規模多機能と記載している項目を追記しました。こちらは登録率となっております。この場合、登録定員20名に対し89.6%の登録率なので、約18人の方が平均して登録しているということになります。

おめくりいただきまして、28ページ、積極的に評価した事項としては、2点目、認知症家族勉強会での講義やオレンジフェスタに利用者に参加するなど、認知症啓発活動へ積極的に参加していること、一方で改善が必要な事項としては、安定した人員体制の構築を挙げています。介護人材不足で職員が離職した際の対応が難しくなる中、職員の採用と定着が安定した施設運営上の課題であるとし、施設運営の中核を担う中間層向けの研修を強化し、次期指定管理者やリーダーの育成に注力するとともに、SNS等を有効活用し広報活動を強化することで、人材を確保していくとしております。

続きまして31ページ、東大井地域密着型多機能ホーム、指定管理者は、株式会社大起エンゼルヘルプでございます。こちらはグループホームとケアホームを併設しております。利用率は、小規模多機能、グループホーム、ケアホーム共に前年度と同程度となっております。

おめくりいただきまして32ページ、積極的に評価した事項ですが、新型コロナウイルス感染症の類型変更により、段階を踏んで以前の取組を再開させていること。また改善が必要な事項としては、ケアホームの利用率を上げております。職員の急な退職等もあり、積極的な周知・広報を控えているため、応募が少ない状態が続いていることから、対応方針として、利用率の改善を図るため、現行の人員体制で対応可能な内容を精査し、段階的に空床の解消に向けた取組を進めるとしてしております。

続きまして35ページ、大井林町地域密着型多機能ホーム、指定管理者は、社会福祉法人さくら会です。利用率ですが、小規模多機能の登録率は99.7%です。

おめくりいただきまして36ページ、積極的に評価した事項としては、訪問サービスに重点を置き、利用者の生活力を維持・向上するためのプランを作成していること。一方で改善が必要な事項としては、服薬事故発生の対応を挙げております。原因として、ダブルチェックの徹底、事故報告書の改善策が継続できていないことから、服薬については薬の説明書のファイルを整理し、チェックの効率化を図ること。また、定期的に事故報告書を見返し、改善策ができていないか共有することで、服薬事故ゼロを目標としております。

続きまして39ページ、杜松地域密着型多機能ホームです。指定管理者は、社会福祉法人若竹大寿会館です。こちらの指定管理業務は、看護小規模多機能とグループホームです。看護小規模多機能の登録率が48.6%、グループホームの利用率は前年度より減少しております。

おめくりいただきまして40ページ総括欄、積極的に評価した事項として、2点目看取りケアに関する研修が定着し、職員が不安なく臨むことで家族にも安心感を与えていること。改善が必要な事項としては、認知症ケアに対する職員教育を挙げております。原因として、日々の業務に追われて認知症の対応に係る理解が進まず、職員の負担感が高まっているため、対応方針として、認知症に関する研修を強化し、ユニット会議での利用者への具体的な対応を協議できる時間を設けるとしてしております。

続きまして43ページ、東五反田地域密着型多機能ホーム、指定管理者は、社会福祉法人新生寿会です。こちらの指定管理業務は小規模多機能とグループホームです。小規模多機能の登録率およびグループホームの利用率は、前年度より減少しております。

おめくりいただきまして44ページ、積極的に評価した事項として、看取りケアの実績を生かして、利用者および家族が希望する住み慣れた場所での看取りを医療機関と連携して実践できたこと。一方改善が必要な事項としては利用率の低迷です。対応方針として、在宅介護支援センターと積極的に連携を図り、早期に入居受入れができるよう調整していくとしております。

続きまして45ページ、ここから2つは認知症高齢者グループホームになります。

初めに、品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム、指定管理者は、品川総合福祉センターです。利用率は前年度に比べて上昇しております。なお事業収支のところ、管理運営委託料が0円となっておりますが、これは区からの委託料が0円ということではなく、法人の会計処理上、併設する特別養護老人ホームの会計のほうに一括して計上されていることによるものです。

おめくりいただきまして46ページ、積極的に評価した事項として、2点目の退所・利用終了に伴う空床期間を短縮し、利用率の改善につなげることができたこと。そして改善が必要な事項としては、離脱事故の防止を挙げております。

対応方針として、資格の再点検、センター設置個所の見直し、職員への対応の共有化等を行うことにより、事故防止のための取組を徹底するとしております。

続きまして49ページ、大井認知症高齢者グループホーム、指定管理者は、株式会社ケアサークル恵愛です。利用率は88.1%です。

おめくりいただきまして50ページ、積極的に評価した事項としては、訪問看護事業者との連携を開始し、利用者の健康管理を充実したことや、4年ぶりの外出イベントを実施し、全利用者が参加したこと。そして改善が必要な事項としては、清掃に関する意識を挙げており、対応方針として、職員の意識の差による部屋の清掃対応のばらつきを解消するため、チェック表を改善・活用し、未清掃の部分をより分かりやすくするとしております。

続きまして53ページ、ここから7施設が特別養護老人ホームです。

まず、品川区立戸越台特別養護老人ホーム、指定管理者は三徳会です。管理運営実績のところの利用率は、前年度と比べ入所が上昇し、ショートステイが減少しております。

おめくりいただいて54ページ、積極的に評価した事項ですが、町会のみこしが来たり、実習生の受入れを増やしたりと、コロナ禍で途絶えていた活動について再開させることができたこと。また、改善が必要な事項としては、介護職員の新規採用と離職防止を挙げています。

改善が必要とされた原因として、介護職員の定着が図れないと職員の入替わりが頻発し、介護サービスの質の担保が困難となるとしており、その対応方針として、法人で策定した介護職員のスキルアップシートを活用し、介護技術や知識の習得をサポートし、離職防止を図るとしております。

続きまして57ページ、荏原特別養護老人ホーム。こちらも指定管理者は三徳会です。特別養護老人ホームの利用率は、ショートステイとともに減少しております。これは、令和5年7月から始まった、入居者がいながらの大規模改修工事が影響していると捉えております。また、工事に伴い、令和6年3月からショートステイの定員を30名から24名に減員しております。

58ページ、積極的に評価した事項としては、大規模改修中も安全を最優先とした事業計画を目指し、打合せを増やすことで、起こり得る事態を想定して職員間でイメージを共有することに努めたこと。一方改善が必要な事項としては、人材確保と職員育成で、対応方針として、職層に応じた各種研修の受講支援や資格取得支援を充実させること。また、未経験者や外国人の採用についても同じく強化することで、求職者にアピールするとしております。

続きまして61ページ、中延特別養護老人ホーム。指定管理者は、品川総合福祉センターです。利用率ですが、入所、ショートステイともに前年度より減少しております。

62ページ、積極的に評価した事項ですが、介護福祉専門学校からの実習生の受入れを強化し採用へとつなげていることや、介護職の魅力を若年層に広げる取組として、小・中学生への職場紹介などを行い、今後の担い手を増やすことに重点を置いていること。一方、改善が必要な事項としては、週3回入浴の定着としており、対応方針として、週3回入浴可能な状況を当たり前のルーティンとして根づかせていくことや、職員体制に応じた業務の優先順位づけを見直すなど、効率化できる業務の省力化を図るとしております。

続きまして65ページ、八潮南特別養護老人ホームです。指定管理者は、同じく品川総合福祉センターです。利用率ですが、入所、ショートステイともに前年度より上昇しております。

66ページ、積極的に評価した事項ですが、1点目にショートステイ利用率の上昇を挙げており、区事業のショートステイ送迎費助成を活用し、新規利用者を獲得したこと。2点目に、ICTの見守り機

器導入の結果、転倒事故等の件数が前年度比で半減することなどの成果が出ていることを挙げております。また一方、改善が必要な事項としては、入所の稼働率です。入院を伴う疾病の発生が続き、空床期間の長期化につながったとし、対応方針として、利用者の体調管理と入所調整期間を短縮することで、空床期間を短縮できるよう施設全体の意識を高めるとしてしております。

続きまして69ページ、杜松特別養護老人ホームです。指定管理者は、若竹大寿会です。入所、ショートステイ共に高い利用率を維持しております。

70ページ、積極的に評価した事項としては、感染症対策を講じ、年度を通じて集団感染を起こすことなく運営を継続できたこと。一方、改善が必要な事項としては、施設内での余暇活動の充実、新たな余暇活動を検討するとともに、現在実施のレクリエーションに準備等から参加してもらうなど、既存の活動も強化していくとしております。

続きまして71ページ、平塚橋特別養護老人ホーム。指定管理者は、三徳会です。利用率は前年度と比べやや上昇しております。

おめくりいただいて72ページ、積極的に評価した事項としては、介護記録システムの運用改善により各フロアや会議等の情報が一元化され、職員間でスムーズな共有が可能になり、事務を省力化し、職員が迅速に必要な情報を得ることができるようになったこと。一方改善が必要な事項としては、人材の確保を挙げており、実習生に就職活動前から関心を持ってもらうことができるよう、実習受入れ時から採用情報や介護機器の導入状況など、施設の働きやすさの情報提供を行うとしております。

最後に75ページ、上大崎特別養護老人ホーム。指定管理者は、社会福祉法人愛生福祉会です。入所、ショートステイともに利用率は前年度より減少しております。

76ページ、積極的に評価した事項ですが、ICT機器に利用者の個別機能訓練やケアの計画を連動させることにより職員間で情報共有でき、これまで以上に統一的な対応が可能となったこと。一方、改善が必要な事項としては、科学的根拠に基づいた利用者への対応を挙げており、その原因としては2点目のところ、口腔ケアは実施の際の記録に曖昧なものが見受けられ、機能を活用し切れていないとし、対応方針として、歯科医師等にも参加を依頼した専門委員会を設け、具体的なケアの方法を確立するとともに、効果検証の方法について検討を進めるとしております。

## ○榎村高齢者地域支援課長

それでは私から、高齢者地域支援課の所管施設の令和5年度指定管理者の管理に対するモニタリング評価結果について、積極的に評価した事項および区政運営会議における評価結果を中心にご説明いたします。全部で8施設ございます。

1ページをご覧ください。初めに高齢者住宅のうち、区が建設いたしました住宅は4か所でございます。高齢者住宅の設置目的は、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供し、その生活の安定と福祉の増進を図ることでございます。指定管理業務は高齢者住宅の保全、修繕、改良、また使用者の共同の利便となる施設の整備、居住環境の整備、そして管理人業務となっております。

それでは、初めに品川区立八潮わかくさ荘でございます。指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターです。戸数は40戸で、昨年度は4人の方が新たに入居されました。

積極的に評価した主な事項としましては、緊急通報システムなどの活用により入居者の安否確認等の対応をした点や、在宅介護支援センター等の併設施設との連携に日々努めた点でございます。一方、改善が必要な事項としましては、孤立する入居者への対応としております。

2ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き入居者の細やかな健康管理を

続け、併せて孤立を防ぐための丁寧な支援を行うことにより、入居者が安心して生活できるような環境整備に努めることとしております。

続きまして3ページ、品川区立大井倉田わかくさ荘でございます。指定管理者は、同じく社会福祉法人品川総合福祉センターです。戸数は8戸、新規入居者は1人でした。

積極的に評価した主な事項としましては、入居者の見守り支援を行い、健康状態の確認、特殊詐欺等の予防等に努めた点。また、入居者への介護予防事業への参加呼びかけを積極的に行い、入居者のフレイル予防に努めた点などがございます。一方、改善が必要な事項としましては、こちらも孤立する入居者への対応としております。

4ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き入居者の見守りを続けるとともに、入居者の健康維持に努め、入居者が安心して生活できるような環境整備に努めることとしております。

続きまして5ページをご覧ください。品川区立東品川わかくさ荘でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会でございます。戸数は50戸、新規入居者は5人でした。

積極的に評価した事項としましては、入居者の見守りに加え、入居者のフレイル予防にも努めた点などがございます。一方、改善が必要な事項としましては、高齢により孤立する入居者への対応としております。

次に、6ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き入居者の見守りを続けるとともに、入居者の介護予防のための支援を実施し、入居者が安定して生活できるような環境整備に努めることとしております。

続きまして7ページ、品川区立大井林町高齢者住宅でございます。指定管理者は、社会福祉法人さくら会です。設置目的は住宅に困窮する高齢者に住宅を提供するとともに、日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供し、その生活の安定と福祉の増進を図ることとでございます。指定管理業務につきましては、高齢者住宅の保全、修繕、改良に関することに加えまして、生活支援サービスの提供、利用料金の徴収に関することとでございます。戸数は90戸、新規入居者は10人でした。

8ページをご覧ください。積極的に評価した主な事項につきましては、入居者の認知症予防として、区と連携し啓発講座を実施したほか、町会との合同防災訓練を実施するなど、災害時に備えた点でございます。一方、改善が必要な事項としましては、孤立や認知力の低下した入居者への対応としております。

9ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き入居者の意見を聞きながら入居者主体の活動を実施し、満足度の向上につなげるとともに、入居者が安心して生活できるような環境整備に努めることとしております。

続きまして11ページをお開きください。ここからは、高齢者多世代交流支援施設ゆうゆうプラザでございます。令和5年度のモニタリングの対象としては、北品川ゆうゆうプラザを除く4施設でございます。

初めに、平塚橋高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人三徳会です。設置目的は、区内にお住まいの60歳以上の高齢者の健康維持・増進、生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることとでございます。指定管理業務につきましては、施設の運営に関する事、設置目的を達成するために必要な事業の企画・運営に関する事、施設の維持および修繕に関する事とでございます。昨年度の年間利用者数は3

万4,014人で、対前年度比で126%の増となっております。

12ページをご覧ください。積極的に評価した主な事項につきましては、イベント等を通じて近隣の保育園と連携し、多世代交流ができるように工夫した点でございます。一方、改善が必要な事項につきましては、若い世代の施設利用がまだ少ない状況といったところでございます。

続いて13ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、多世代交流につながるイベント・講座を企画・実施することで施設の利用促進を図っていくこと。また、若い世代が参加しやすいような仕掛けを検討することとしております。

15ページをお開きください。品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。昨年度の年間利用者数は1万981人で、対前年度比で約101%の増でございます。

16ページをご覧ください。積極的に評価した事項につきましては、利用者と積極的にコミュニケーションを図り、地域ニーズに沿った事業を行った点や、納涼祭など多世代交流促進のために様々な自主事業を実施した点などがございます。改善が必要な事項としましては、祝日の利用が少なく、空室が目立ったといった点でございます。

続いて17ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果につきましては、引き続き地域ニーズの収集に努め、多世代交流につながるイベントや講座を企画・実施することで施設の利用促進を図っていくこと。また、利用率向上のための広報活動を強化することとしております。

19ページをお開きください。品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。こちらの施設は東品川文化センターが併設しております。昨年度の利用者数は4万3,005人で、対前年度比で211%の増となっております。

20ページをご覧ください。積極的に評価した主な事項につきましては、ふれあい食堂の開催や親子広場など、高齢者以外の世代の利用を促進した点や、新型コロナウイルス制限解除後に混乱が起きないよう、施設運営を計画的に行った点でございます。改善が必要な事項としましては、土日祝日および夜間の貸出部屋の利用が少ないといったところでございます。

続いて、21ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き多世代の利用促進や世代間交流の機会の創出に努めるとともに、広報活動強化等により利用率の向上に努めることとしております。

最後に、23ページをご覧ください。品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、生活協同組合・東京高齢協です。昨年度の利用者数は2万1,804人、対前年度比で139%の増となっております。

24ページをご覧ください。積極的に評価した事項につきましては、事業の利用者満足度を向上させるため、脳トレ事業など新しいアイデアで新規事業を多く企画し、利用者増に貢献した点でございます。

25ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果につきましては、引き続き様々な新規事業を積極的に企画実施し、利用者増に努めること。また、利用者アンケート等を通じて利用者の要望や意見を聴取し、今後の施設運営に生かしていくこととしております。

#### ○若生健康課長

それでは、健康課所管施設分についてご説明いたします。1ページおめくりいただきまして、総括シートをお開きください。施設の名称は品川区立健康センター、指定管理者は、住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体でございます。

本施設の設置目的は、区民の健康の保持および増進を図ることで、指定管理業務の概要につきましては、健康づくり事業の運営および施設の利用に関すること、施設維持・修繕に関することなどでございます。

その下、令和3年度からの管理運営実績に関する統計情報の概要については表に記載のとおりでございます。新型コロナウイルス感染症5類への移行により、利用者数は前年度から合計2万人弱の増加、割合で約9%増となっております。

その下、管理運営実績に関する事業収支ですが、利用者の増加に伴いまして利用料金収入が改善したことにより、2,160万円ほどプラスの収支となりました。

その次のページをおめくりいただきまして、総括でございます。利用者の要望を積極的に取り入れたプログラムの提供や施設運営の改善により利用者からの好評を得ており、前年度と比べて利用者数および利用料収入が大幅に増加しております。改善を要する事項として、事前申込制の一部の事業について、インターネット申込みが未対応となっております、改善が必要と指摘がございました。

それに対する対応方針ですが、一部の事業で電話または窓口等での受付となっているところ、全ての事業で電子化の対応を進めることとしております。

評価の視点別のコメントにつきましては、1、区民満足の視点では、利用者からの要望を取り入れたプログラム編成を行うなど、利用者ニーズに合った運営をして好評を得ております。

2、予算執行の視点では、新型コロナ5類移行後、コース型教室の定員制限緩和や、利用者の要望を反映したコース型教室プログラム編成などにより、利用者収入は対前年度比約109%に増加しております。

3、サービス向上および業務改善の視点では、満足度調査に加えてアンケートボックスを設置し、意見・要望を施設運営に反映しております。

4、組織管理体制および業務の適正執行の視点では、休館日に接客等業務スキルの向上のためスタッフ研修を行うなど、サービス向上を図るほか、毎日機器の点検の実施、ペーパーレス化による経費削減および環境負荷低減にも努めております。

おめくりいただきまして、最後、区政運営会議における評価結果、こちらについては引き続き利用者からの要望を積極的に取り入れたプログラム提供や施設運営を継続し、利用者満足度の維持・向上に努めることとの評価がございました。

## ○松永委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

## ○ひがし委員

私からは、障害者支援課の所管施設分のところの2ページでまず1点、確認となります。こちらの心身障害者福祉会館の件なのですが、自立訓練について、高次脳機能障害の利用が増えた理由をどう分析しているのかというところと、逆にその他の障害の利用が進んでいないというようなことも書かれているのですが、利用促進に向けた取組、また今後の課題についてお聞かせください。

## ○松山障害者支援課長

心身障害者福祉会館の自立訓練についてのご質問でございます。

自立訓練につきましては、やはり委員おっしゃられるとおり、病院からの高次脳機能障害の方がかなり多数を占めております。そういった意味では、非常に高次脳機能障害の方がスムーズに行けるところ、つながるところができて、非常に評価をしているところでございますが、ただし高次脳機能障害以外の

方についても門戸を広げていきたいというのが、心身障害者福祉会館の指定管理者の意向でございます。例えば特別支援学校への周知等々、事業者連絡会を通じてこういう事業案内を作り、それを周知するというようなことを考えて、高次脳機能障害の方以外のほかの障害のある方も受け入れていこうというところが、心身障害者福祉会館としての姿勢でございます。

#### ○ひがし委員

様々講座とかも開催しているというところでお声をいただいている、そういうところも利用の増加につながったのではないかと考えています。ほかの障害にも門戸を広げてくださるということだったので、ぜひ利用促進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、25ページからの品川区立障害児者総合支援施設ぐるっぼの件から幾つか質問させていただきます。まず、医療的ケアが必要な利用者の受入れをさらに進める必要があるということでしたが、先ほど1名の受入れをしているというご説明があったと思います。現在対応できている医療ケアの内容を聞かせていただきたいと思います。

続けて、訪問系サービスが延べ利用人数で1,448人、結構増加していると思います。一くくりになっているのですけれども、居宅介護、重度訪問介護、同行援護と行動支援とあると思うのですけれども、内訳についてお聞かせください。

#### ○松山障害者支援課長

ぐるっぼの医療的ケアの1名の方の内容でございますが、1名の方なので非常にちょっとセンシティブな内容になっておりますので、それについては差し控させていただきます。

訪問系のサービスにつきましては、訪問系サービスの内訳でございます。居宅介護が年間で672件、それから重度訪問介護が119件、同行援護が8件、行動援護が0件、それから移動支援が649件でございます。

#### ○ひがし委員

それでは、少し聞き方を変えます。今現在入っている方ではなくて、このぐるっぼでどのような医療的ケアができるのかというところを教えていただければと思います。

もう一つ、今ご説明があった行動援護0件ということだったので、たしか見込量のところで昨年出していたものが、1名の方に月86時間の提供を見込んでいたとなっていて、ぐるっぼがきつと指定を取っているということで、ぐるっぼが行う事業の見込みなのかと思うのですけれども、現在0件ということで、今後見通しをどのようにされているのかというところを聞かせてください。

続けてもう一個、最後に、子ども発達相談室というのと相談件数に書かれているものが、結構令和3年に比べて減少が見られています。子ども発達相談室だと1,000件減っていて、その下の相談件数、これは一般相談ですか。そちらも1,500件ほど減っているのです、その原因分析はどのようにされているのかということを知りたいと思います。

これについては、1日に複数件の相談ができる体制を構築し、円滑に親子面談へつなげたという前向きなことが書かれているのですけれども、相談としては減っているのです、その件についてどのように分析をしているのかというところを聞かせていただければと思います。

#### ○松山障害者支援課長

ぐるっぼに関わる幾つかのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、どのような医療的ケアまで対応できるのかというところですが、その方によって医療依存度等健康状態が違いますので、一概には申し上げられませんが、先日人工呼吸器の方はびっこ

ろのほうで受入れを行っておりますし、在宅人工呼吸器が一番医療依存度が高い部分でございますので、それより医療依存度の低い部分については心身障害者福祉会館が、それより低い部分についてはぐるっぼがというようなレベル感がございます。

それから、行動援護が0件ということですが、計画では確かに委員おっしゃられるとおり、見込みで86時間という計画を記載させていただきました。それはぐるっぼを見込んでのことだったので、すね。ぐるっぼについては、指定管理者が指定を取ったということでございます。

ただし、今、行動援護の対象の方については移動支援でサービスを既に行っている方ございまして、移動支援サービスから行動援護に移っていただくためには、支援者、実際に支援を提供する方が行動援護の研修を全て受けてそれから提供ということで、新たにまたサービス契約の変更が必要になってきますので、少しそこら辺はご利用者との間の、実際に行動援護に移行していただけるかどうかというところでは指定管理者も少しずつ話はしているようですが、実際になかなか、今まで移動支援でやっていたのになぜだというふうな形になりますので、今後についてはじっくりご理解いただけるような形で、ご利用者やご家族の方にご理解いただけるような形で移行はしていきたいと考えております。

それから、次に子ども発達相談室の相談件数の減についてでございますが、こちらは前の指定管理者の法人と、今、現の指定管理者の法人のカウンタ数が違まして、統計上のことから相談件数が減っているように見えているというものでございます。

#### ○ひがし委員

1点だけ。最後の相談件数のところ、子ども発達相談室だけでなく相談件数、その下に書いてあるところについての減の理由を確認していると思うので、そこについても聞きたいのと、あと、今言っていた統計上、カウンタの仕方が違うというところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

#### ○松山障害者支援課長

子ども発達相談室の相談件数のカウンタの仕方でございますが、以前の指定管理者は、電話を1件取るたびに1カウンタ。それは利用者ではなくて関係機関からも1カウンタしていた分、特にその実際の実績として電話件数までカウンタする必要はなかったもので、現在の法人と区が協議して、実際の相談件数に見直したということになります。

#### ○ひがし委員

ということは、この子ども発達相談室およびその下の、この下に書かれている相談件数というのは、子ども発達相談室以外の一般相談のところの相談件数が載っているのかということをご答弁いただかなかったと思うので、改めて聞かせてください。

この減っている理由というのも、先ほどご説明いただいたとおりカウンタ数の数え方の違いだということではよかったですら、その認識が合っているかどうか併せて聞かせていただければと思います。

#### ○松山障害者支援課長

失礼いたしました。子ども発達相談の下の相談件数、一般の相談件数につきましても、同じようにやはり電話を1本取るたびに1件と数えていたところを、実際の相談件数でカウンタしたということになります。

#### ○ひがし委員

理解をいたしました。

最後に、この初回待ち時間の長期化を解消するためにと書かれているのですが、現在の初回の面接に向けて待ち時間、期間というのはどのぐらいあるのかを最後にお聞かせいただければと思います。

### ○松山障害者支援課長

子ども発達相談室の初回待ちというのは、今現在は解消しております。

### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○鈴木委員

本当にモニタリングを読ませていただいて、改めてもう福祉も介護も、本当に人材確保の面でも経営の面でも大変厳しい中で現場では努力がされ続けて、頑張られているのだなという姿がここに表れていると思いました。そこを区がどう支えて応えていくのかというのが、大事になると思っています。

それで、障害者のほうから伺いたいのですけれども、まず、1ページの心身障害者福祉会館なのですが、心身障害者福祉会館は1億9,523万円ということで約2億円程度の指定管理料が出されていますけれども、これは多分地域生活支援事業だったりとか、そういうので法内で全部が来るというだけではないものもされているのかなと思うのですけれども、これだけの指定管理料を出すその中身、理由を教えていただけたらと思います。

### ○松山障害者支援課長

指定管理事業の中身でございますけれども、人件費が主なものでございます。

### ○鈴木委員

人件費が主なものというのは分かるのですけれども、多分その法内でないというか、区が出さなければならぬというか、そういうものがあるのかなと思ったのですけれども、そういうこのところが担っている事業の中でこれだけかかっているというのがあったら、教えていただけたらと思います。

それから、25ページのぐるっぼのところなのですけれども、26ページのほうになるのですけれども、この指定管理料が令和3年度、令和4年度、令和5年度とどんどん上がってきているのですけれども、特に令和4年度から令和5年度にかけての指定管理料が1.5倍に上がっていて、令和3年度からすると約2倍に指定管理料が上がっているのですけれども、利用料金の収入というのはあまりほとんど変わってないという状況で人件費が上がっているというところは、人件費をちょっと計算したら1.3倍という状況なのですけれども、この1.5倍、令和3年度からすると2倍に上がっているという、この指定管理料の上昇した理由はなぜなのかということを知りたいと思います。

それから、27ページの評価の視点別のコメントというところで、区民満足度の視点ということが書かれているのですけれども、満足度調査というのはいつ頃されていて、公表はどのようにされているのか伺いたいのですけれども、そのグローのときには満足度調査というのはかなり高い満足度が示されるような状況になっていまして、そして利用者からも、グローの利用者の方々からはすごく具体的などころでこれだけすばらしい中身だというコメントがいっぱい出されていた状況があったのですけれども、そのところでは、今、福栄会に代わってどのような状況になっているのかというのも、取られているものがありましたらお聞かせいただけたらと思います。

### ○松山障害者支援課長

まず、指定管理料の内訳でございますけれども、どちらも委員おっしゃられるとおり、地域生活支援事業がありますので、区の負担はありますが、そのほかにも実際に国の補助、都の補助が入ってきています。例えば大体2億円ぐらいで、国が900万円ぐらい、東京都のほうは2,800万円程度ということになります。区が残りという形になります。

それからあと、ぐるっぼの指定管理料の増額の理由でございます。ぐるっぼについては工事等を行っ

ておりまして、例えば地下の精神障害者の方のお風呂の工事ですとか、そういったようなことも行っておりますので、その部分についての費用が上がっているということでございます。

それから、27ページの区民満足度の視点ですけれども、区としては指定管理3年目にどの施設も実施するというようになっておりまして、こちらの現指定管理者においても、評価というのは高いものとなっております。

#### ○鈴木委員

分かりました。では工事のお金がかかりかかったので、その分がさらにこの委託料として上がったということなのですけれども、お風呂が作られて、お風呂がほとんど何か利用されていないと聞いたのですけれども、その辺はどうなっているのか伺いたと思います。

それから、あと、ここでかなり利用率が下がっていると思うのですけれども、児童発達支援も下がっていますし、放課後等デイサービスも37.1%ということで、令和3年度からするとかなり下がってしまっているという思いがしているのですけれども、先ほどの相談のほうは件数のカウントの仕方だということで分かったのですけれども、例えば放課後等デイサービスとかは、かなり全体としては放課後等デイサービスが足りなくて、希望する日数を通うことができないという話も聞いているのですけれども、なぜこれほど少ない状況になっているのか、そこはどう捉えられているのか伺いたと思います。

また、就労継続支援B型にしても、これは前から利用率は少ないものなのですけれども、少ないままという状況になっているのですが、この点についてはどう捉えられているのか、その点についても伺いたと思います。

#### ○松山障害者支援課長

まず、お風呂の利用についてでございますが、お風呂というのは精神障害者の方のご利用を想定しておりますので、まず安定して通所できるかどうか。そのきっかけのためにお風呂を用意したというものでございます。なので、すごく満杯で入浴が盛んに入るというよりは、それをきっかけに通所していただくような形と考えております。

それから、次に児童発達支援と放課後等デイサービスの利用率の減少についてです。こちらは感染症等の影響から、利用率がかなり下がった時期がございます。

次に、就労継続支援B型についてです。これはぐるっぼに限らずなのですが、就労継続支援B型については企業に就職をしたいという利用者が多くあり、福祉的就労についてはかなり希望が減っていて、どこの施設も苦戦しているような状況にあります。また、ぐるっぼについては特にレストランという限定的な業務がありますので、レジ打ち、調理、それから配膳、片づけといったような業務が限られていますので、その業務に対してやってみたいと思うかどうかというところがございます。ただ、ぐるっぼのほうでも新しいきれいなレストランですので、特別支援学校のほうにPRをしていっているところがございます。

#### ○鈴木委員

あと、南品川障害児者相談支援センターなのですけれども、区の地域生活支援拠点ということで、緊急時の受入れ対応が求められていると思いますが、どの程度の緊急時の対応を実施できているのか。あと、24時間の電話対応というのを以前はされていたと思うのですが、現在はどうなっているのかについても伺いたと思います。

#### ○松山障害者支援課長

南品川相談支援センターの緊急対応についてです。例えば障害者ご本人とご家族しかいない家庭で、

ご家族が急に体調が悪くなって入院した場合については、速やかな対応を積極的に行っていただいております。そういった場合が本当に緊急時というところになります。ほかに支援できる方がいないといったときに対応しているところがございます。

24時間というのは、連絡が入れば法人のほうにも連絡がつくようになっていきますので、法人のほうで対応をしているところがございます。

#### ○鈴木委員

引き続き、最後のほうを伺いたいと思うのですが、介護ではまず2ページなのですが、総合事業利用の方を受け入れたことによって、単価が安くて事業所として大変だというのが幾つも出てきているのですが、これは総合事業が入るときに総合事業の単価が低いというのは大きな問題になっていたと思うのですが、この総合事業というのは区独自に決めている単価だと思うのですが、デイサービスの総合事業というのが当初から上げていないのか、今幾らぐらいになっているのか。そしてまた、こういう形で様々なところから出されているので、この引上げというのが必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それで、やはり軽度の方からデイサービスに通って、重度にさせない、維持していくというのはすごく大事なことだと思うのです。それなので、そのことを受け入れることで事業所が大変ということになると、なかなか受入れも厳しくなってくるという部分があるので、そういうところは少し見直していくことも必要なのではないかと思うのですが、その点を1点伺いたいと思います。

それから、人材確保というのがやはりいろいろところで出てきていて、本当に人材確保ができなくて大変、または正規職員にしたためにコストが安くなったみたいなどころもあるので、正規で雇えないことが逆に経営を厳しくしているという部分があると思うのですが、そういうことに対して、今年度から品川区も1万円の補助をして、それから東京都と合わせて6年以上だと2万円、それ以下だと3万円ということになるのはすごくプラスだと思うのですが、そのことによって解消されたか、実際どうなっているのか。これからなのでなかなかちょっと難しいと思うのですが、そこら辺の人材確保というところでは、あと紹介料のところでも区としても支援しているというのがあったと思うのですが、その支援の実態というのを教えていただけたらと思います。まずその2点、お願いします。

#### ○菅野高齢者福祉課長

まず、1点目のご指摘、軽度の方を受け入れて、それが総合事業だから単価が安いというところが、何か所かの在宅サービスセンターの部分の記載であるということは私どもも捉えております。ちなみに総合事業の単価なのですが、令和6年度の予防通所の月1回当たりの単価が1万3,319円ということで、これは1か月の週1回利用した場合の単価になります。反対に令和5年度は、同じ状況で1万1,717円でしたので、そちらの単価は上がっているというところなんです。

通所介護との差なのですが、令和6年度の通所介護、要介護1で1回当たり6,213円を月4回利用したとしますと2万4,852円ということで、この差が1万1,533円と数字上はなりません。令和5年につきましては、通所介護が1回当たりが6,180円掛ける4回で2万4,720円なので、1万1,717円との差が1万3,003円ということで、令和6年度ちょっと総合事業のほうをかなり見直したことによって、その差は若干縮まっているのかなということもあります。こちらのモニタリングは令和5年度の結果ということになりますので、その辺りは少しずつは解消していく兆しはあるのかなというところで、今回は捉えております。

今後も軽度の受入れの方は、委員おっしゃったとおり、まずはもう本当に軽いうちからしっかりと対策をして重度化防止をするということはすごく重要なことですので、事業者が軽度の方も積極的に受け入れてくれるような仕掛けづくりとか、制度上の部分もありますけれども、少しでもそういう状況に陥らないような、受け入れてくれるような仕組みを考えていかななくてはいけないかなと考えているところです。

2点目の人材確保につきましては、先ほどもやはり正規にというのは、やはり派遣職員から正規になることによって、派遣会社にはやはり手数料とか、少し割増して払っているという部分が解消されたという記載が見受けられたところです。区としては委員もおっしゃられたとおり、今年度から居住支援手当のほうを支給させていただいて、まだちょっと今手続きをちょうど受付を開始したところということもありますので、それによってどのように人材確保が解消されていくかというのは、やはり動向を注視していきたいというところです。

あと、派遣会社から紹介料・手数料のことについても、今ちょっと要項のほうを整えておりまして、もう間もなく受付を開始するという次第になっておりますので、その辺りも含めて今後の事業者の人材確保については様子を見ていきたいと思っております。

#### ○松永委員長

鈴木委員、まとめていただけますか。

#### ○鈴木委員

本当に人材確保というところでは、いやもう大本は国なのですけれども、そういうところで区が対応していただいて改善をしていくといいと思いますし、またこれからもさらに支援できるものがあれば、ぜひしていただきたいと思います。

あと、ここの14ページのところで、光熱水費の高騰によって増加しているということも書かれているのですが、やはりその光熱水費の高騰というのはどの事業所にとっても大変かと思うのですが、これについては区としてはどういう対応がされているのか、その点も伺いたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

光熱水費の記載があったという点につきましても、区としましては令和4年度、令和5年度とそういったエネルギーの高騰による電気代とかガス代が上がっているということに対しての、定員に対するサポート対策支援金というのを事業者のほうには支援金として出させてさせていただいておりますので、その部分でかなり今回の収支についても若干救われたというようなお声も聞いているところです。

今年度につきましては他の自治体の動向等も見ながら、今までは国の支援金、新型コロナウイルスの臨時交付金があったので、それを使わせていただきながら、そういった物価高騰対策支援金を出させてさせていただいております、今年度はちょっとその部分がないというところもございますので、他区の動向も見ながら、東京都のほうは若干食費とかそういった部分の支援金を出すみたいな動きもありますので、区のほうもその辺の他区の動向や東京都の動向を見ながら、物価のエネルギー高騰に対しての対策は考えていきたいと思っております。

#### ○鈴木委員

取りあえず、一旦終わります。ぜひ物価高騰対策はよろしく願いいたします。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○筒井委員

私から、高齢者福祉課所管分のところについて、幾つかお聞きしたいと思いますけれども、まずICT機器の導入という文言が結構幾つかあったと思うのですが、今後の介護士とかそうした方の負担軽減のために、ICT機器の導入を推進していく必要があると思うのですが、現在どの程度そのICT機器を導入されているのか、どのぐらいの割合で進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

ICT機器の導入については、東京都のほうも補助金が出ておりますが、区の指定管理施設については東京都の補助金が対象外になってしまうというところもございまして、区のほうでは指定管理施設、順番にICT機器の導入を進めさせていただいているところです。今、順番に八潮南特別養護老人ホームとか、あとは上大崎特別養護老人ホーム、順番に五、六施設導入を進めさせていただいているところです。

それぞれの施設によって、例えばカメラを全室つけるという施設もあれば、プライバシーの関係もあるのでということで必要に応じてと判断して、いろいろと少々値段差はあったりはするのですが、その事業者といろいろ相談をしながら、必要な見守り機器というか、ICT機器の導入を進めさせていただいているところです。

今年度、平塚橋特別養護老人ホームのほうで進めさせていただいているのですが、例えばおむつの量が分かるようなICT機器というかその機械があって、それをリモコンで飛ばして分かるというので、夜間のおむつの交換の時間が少し業務改善にもなるし、起こしたりしなくて済むというかそういった利点もあるみたいな、いろいろ工夫して日進月歩いろいろ進化しているので、その辺りは事業者と工夫させていただきながら、支援をさせていただいているところです。

#### ○筒井委員

あと、72ページだとか44ページとかに、特定技能外国人の採用により事務費が増加しているとか、あと外国人職員向けマニュアルとか、外国人についての記述があるのですが、大体外国人の職員の方というのはおおむねどのぐらい採用しているものなのでしょうか。その現状が分かればお知らせください。

#### ○菅野高齢者福祉課長

この72ページのところで、これは三徳会のところなのですが、三徳会は積極的に令和4年度以降外国人の採用を行いまして、現在14人ほど勤めているとも聞いておりますので、恐らくその辺りの記述が平塚橋特別養護老人ホームのここの部分なので、記載されているのかなというところです。

それ以外のところでも、外国人技能実習生だったり、ETだったりということで採用はさせていただいておりますが、区として把握しているのは今20名少々というところで、宿舎の確保とか、そういったところで支援をさせていただいているのを把握しております。それ以外に、民間の有料老人ホーム等も含めて、あといろいろなそれぞれの事業者が工夫して、外国人の採用のほうはしていただいているのかなと思っているところです。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

高齢者福祉課のところの23、24ページになるのですが、総括の積極的に評価した事項のところ、年度当初、看護師は派遣職員のみで配置だったが、年度途中の採用活動により2名を正規雇用とし、人

件費を大幅に削減したとあるのですけれども、すみません、これは23ページのところで人件費を大幅に削減したとなると、支出のところのどこが削られたのか、お教えいただきたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

委員ご指摘のとおり、この23ページの支出の一番上の人件費のところ、前年度は7,961万円で、令和5年度が8,447万円ということで、人件費は500万円ほど増えているけれどもこういう記載があるということで、恐らく多分、看護師の確保にすごく苦慮しまして、最初例えば何か月間か派遣職員にすることによって、もうその前の年に比べると人件費の分が、派遣職員会社に払わなくてはならない手数料分がありますので、その分が少々跳ね上がってしまったということもあるので、抑えたとはいえ、その辺りは人件費の確保に苦慮しているのではないかと私どもとしては推測しております。

#### ○やなぎさわ委員

何となく分かったのですけれども、ただ、前提の問題としてお伺いしたいのが、この人件費、これは派遣職員で要は人材派遣会社を利用してたと推察されるのですけれども、これは一般的に一般企業だと、人材派遣の場合というのは外注費になって、人件費ではない気がするのです。ちょっとその辺の、要はこのシートというか、収入・支出のシートの作り方というところで、全てのモニタリングが、この派遣会社からの雇用を外注費にしてこの事業費とか事務費等に入っているのか、もしくはこれも人件費の一つなのだとしているのか。その辺はどのように基準が決まっているのか、お教えいただきたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

数字を見ていくにあたっては、人件費については委員が今おっしゃったとおり、派遣職員とか、本来の会計とは少しずれているかもしれないのですが、このモニタリングシートにおいては、そういうのも全部ひっくるめて人件費のほうに入れていただくようお願いさせていただいています。

もしそうではなかったとしたら、多分この月見橋在宅サービスセンターのところも、事務費か事業費が物すごく令和5年度跳ねているというか伸びているはずですので、ここは人件費として計上させていただいております。

#### ○やなぎさわ委員

分かりました。一応確認ですけれども、ではこれは、全てのモニタリングの事業者に対して、派遣会社を利用した場合も人件費というように入れるということをお願いしているのかというのと、あと、これはどこまで人件費に。例えば、人材紹介会社によって就職が決まった方への紹介料、大体年収の3か月分と言われてはいますが、こういったものも含めて全て人件費として扱われているのか。その辺の線引きをお教えいただきたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

先ほど人件費のほうは派遣も含めて全てこちらのほうに入れさせていただいているとお話はさせてもらいましたが、法人によって多少の会計の振り分け方が違う部分もございますので、100%そうだとはい切れませんが、区としてはやはり分かりやすいように、派遣職員とか紹介料についても人件費の中に入れていただくように、今後も法人のほうにはお話をさせていただく予定です。

#### ○やなぎさわ委員

そうですね。そのほうが確かにはっきり実態が見えると思うので、現状のように一般の会計種別とは別にこのようにしていただいたほうが分かりやすいと思うので、今後もよろしく願いいたします。

あと、別なのですけれども、少々要望にも近いかもしれないですけれども、今後こういったモニタリ

ングをする上で、何か離職率みたいな毎年の経年の数字みたいなものをもし出していただけたらと思うのですが、そういったところは既に調査というか、モニタリングで毎回事業所から提出というのはされていらっしゃるのでしょうか。

#### ○菅野高齢者福祉課長

離職率につきましては法人単位で出させていただいているので、ちょっと施設ごとにとというのは難しい部分もあります。例えばすごく小さい事業所もあったりとかしますし、毎年それで例えば何人が辞めたら急に離職率が上がるとか変動もあると思いますので、その辺りは難しいかなというところで、離職率については5年に一回、非公募であれ公募であれ選定のほうをさせていただきますので、そこでは法人全体、もしくはその事業所における離職率も見ながら選定はさせていただきますので、そこで検証はしていきたいと思っております。

#### ○やなぎさわ委員

ちょっと近い話なのですがけれども、品川の福祉専門学校の卒業生の方がどれだけ入職されて、もしくはその中で離職をされたみたいな、そういったデータというのは取ってあったり、もしくはそういった掲載を入れるというのは可能なかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

平成7年の開校以来、介護福祉専門学校からは約800人を超える学生が卒業しており、奨学金のほうで指定の施設に3年間勤めると免除になるという特典もあるということから、多くの卒業生がかなりの割合で区内法人に勤めていただいているのが実情です。委員のおっしゃられた、何年ぐらいで辞められたのかとかその辞職の状況等については、学校のほうで把握はしているとは思いますが、そちらのほうで確認は随時させていただきたいと思っております。

3年から先については、例えば3年以内だと奨学金を返さなくてはいけないとかそういう話になるので、学校のほうで連絡が来て、うちのほうにも連絡が来て、そういう奨学金の返還をしてもらおうとかいうので数字をかなり把握しているのですが、それ以降についてのデータを学校のほうとして取っているかどうかがどうかということについては、きちんと学校のほうに確認しなくてはいけないのかなというところだと思います。

#### ○やなぎさわ委員

そうですね。多分3年は結構頑張って働いていただけるのかなと思って、せっかく品川区である意味育てた金の卵なので、その後どういった動向なのかというのを細かに調べることによって、もうそれで3年働いただけでもありがたいのですが、そういったのを調べることによってニーズというか、そこで本当に辞めてどこかへ行ってしまうのか、他業種に行くのか、他区に行くのかとかも含めて、そういうのを分析することによって、長く品川で定着して働いていただけるような道筋をつけられるかもしれないと思うので、ぜひその辺は、このモニタリングとは関係ないかもしれませんが、区でもしっかり把握していただければと思います。これはちょっと要望ということで、ひとまず、以上です。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

介護のほうの17ページなのですが、認知症デイサービスが、これだけではなくて結構ほかのところも含めて認知症デイサービスの利用率が軒並み低いと思うのですが、それについてはどう捉えられているのか、ひとつ伺いたいと思います。

それから、31ページ、32ページなのですけれども、大起エンゼルヘルプのケアホームの利用率が低いという状況で、これも課題ということでも改善が必要な事項ということでも挙げられていて、これは職員の体制を取ることができなかったので積極的にアピールができなかったということで、でも応募自体も少ないということでここでは書かれているのですけれども、これは多分ケアホームでも、西大井とか何かはかなり希望者も多くて、なかなか特に安いほうのところはもう本当に待って待っても入れないという状況があると思うのですけれども、そういうところでは、私は需要はあるのではないかなと思うのですが、そういうところは、利用料のところを西大井並みに、今、住民税非課税者は2万円だかの援助が市町村特別給付のほうから一般財源でやってくれるということに変わって、されているとは思いますが、これは多分西大井よりもその援助の額が低いと思うのですよね。そういうところでは、援助を増やして利用料を低くして、この利用率を上げていくということは検討できないかなと思ったのですけれども、その点も伺いたいと思います。

それから、続けて言ってしまいますけれども、57ページの荏原特別養護老人ホームなのですけれども、令和4年度は黒字になりましたけれども、またちょっとかなりの赤字になっていますけれども、これだけではなくて結構毎年毎年赤字というところも、デイサービスのほうではかなり毎年赤字という、コロナの影響もあったということもあると思うのですけれども、そういう状況が続く中で、この赤字に対しての委託料の考え方、それはどのように考えられているのかも伺いたいと思います。

それから、あと最後は、これは62ページのところで改善が必要な事項というので、週3回入浴への調整と定着ということで書かれていまして、これは基本週2回ということになっていると思うのですけれども、それを3回に挑戦というのはもうすばらしいと思いながらこれを見させていただいたのですけれども、これをぜひできるような方向で評価して、ほかにも働めていただきたいと思っているのですが、その点も伺いたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

4点ご質問いただきましたので、順番にご説明していきたいと思います。

まず、認知症デイサービスの利用率が全体的に低いのではないかという考え方というか、区としての捉え方についてなのですけれども、各在宅サービスの事業者にお伺いすると、やはりなかなかスムーズに一般デイサービスから認知症デイサービスに移行させている、例えば月見橋在宅サービスセンターとか大崎在宅サービスセンターとかはそのようなことをやっているようなのですけれども、そういう工夫をしているところもあれば、例えば地域によっては、やはりある程度認知症が進むと、施設に入所する方が多いというようなことを話している在宅サービスセンターもあつたりしますので、いろいろなのですけれども、ただ一つ言えるのは、やはり今、全体的な対応方針としても書かれているのは、通所介護との、やはり認知症デイサービスのもともとの単価が高いということもあつて、もちろん利用者の利用料も高くなるという部分もあります。では、高くなる何を、やはり認知症にこれだけやっていますよというような工夫したプログラムを考えたいとか、そういった記載も多いですので、その辺りのところを各事業者に工夫を期待したいと思っています。

それから、ケアホーム東大井の部分につきましては、今、手元に細かい数字はないのですが、大体いろいろな生活費とかを混ぜると、月20万円少々ぐらいの負担になるのかなと思っています。もちろん特別養護老人ホームに比べたらずっと料金が高くはなりますが、一般の有料老人ホームよりは安く、中堅層の方が入っていただくような仕掛けになっていると捉えています。

こうほうえんも、委員お話しのように利用料が安くてという話はあるのですけれども、あそこもお部

屋によってはいろいろなタイプがあるということもあります。多分この施設については、29人という少し小ぢんまりした施設なので、なかなか区民の方に施設広報、もっと周知しなくてはいけないのですけれども、理解されていない部分もあるのかなと思います。

多分、事業者のほうは、そこについてもっと以前は積極的にアピールしていたのだけれども、そこを少し控えたので待機者が減ってしまって、結果、空床が増えてしまったというようところが大きなマイナスにも影響しているというところは、事業者も改善のところとか課題のところでは挙げておりますので、今後その辺り工夫してくれることを期待はしております。

そして、赤字についての部分なのですがすけれども、特に荏原については、今大規模改修をしているというところもあって、すごく厳しい状況にはなっているのかなというのは理解しています。そのままモニタリングにも書いてありましたが、定期的にニュースレターなども発行して、工事が安全だということとか、今どういう状況なのかというのを分かりやすく伝えて、安心して入居いただけるような工夫もしていただいているところです。

全体的に言えることなのですがすけれども、指定管理施設はやはり利用料金制を採用しておりますので、今の荏原の部分はちょっとありますけれども、事業者の努力次第で収益を出すことができる仕組みになっていることが前提ですので、基本的にはやはり赤字黒字については指定管理者の取組の要素も大きいということもありまして、赤字補填をするということが適切なのかというところは、区として考えなくてはならないところだとは思っております。

ただし、先ほどもコロナの影響とかでは、コロナが蔓延しないように抗原検査キットの配布をして事業が止まらないように支援させていただいたりとか、あとは物価高騰でエネルギーの価格が高騰した場合には、そういった物価高騰対策支援金などを払うなどして、その時々いろいろな世の中の情勢に応じて支援できるところは支援させていただいて、基本的には事業者の努力を優先させるという形のスタンスは崩したくないと思っています。

あと、中延特別養護老人ホームの週3回の入浴というところも、私もこの記載を見たときに、週2回が特別養護老人ホームとしては一般的なのに、すごく努力されているのだなというところは感じ取ったところですので、引き続き中延特別養護老人ホームにはその工夫はしていただいて、好事例としてほかの施設にも展開していけたらいいと思って、紹介はしていきたいとは思っています。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等はございますか。

#### ○やなぎさわ委員

1点だけ、高齢者のほうの2ページのところ、総括の八潮団地の特殊性というところなのですがすけれども、これでエレベーターがないところの玄関まで送迎ということなのですがすけれども、それでそのほか、事業所から送迎車の駐車場所とかスペースとか、そういったことについての何か記載というか、報告みたいなものがあつたかどうか、もしあれば、ちょっとご説明いただきたいのですがすけれども、いかがでしょうか。何かありましたでしょうか。

#### ○菅野高齢者福祉課長

まず、ここの八潮団地については、多分それほど駐車スペースでいろいろとというのは地理的にはあまりないのかなと思うのですが、よく聞くお話ですと、ちょっと狭いところにお宅があつたりとかして、長時間止めていると近隣の方から少し何か違法駐車ではないけれども、止まっている車があるみたいな苦情は聞いたことがございますので、その辺りのところは、お話があると事業者のほうに工夫をしてい

ただくなど、近隣の理解も得られるようにということでお話をさせていただいた事例がございます。

#### ○やなぎさわ委員

結構八潮団地というのは団地ごとにルールが特殊で、送迎車がどこまで入れるかというのが、柵を抜いてエレベーターとか階段の前まで止められるところもあれば、全く遮断されていて、30メートルぐらい玄関とかそのエントランスまで歩かなくてはいけない。そういったところが団地によってかなりルールが違って、ドア・トゥー・ドアというのは非常にいいことであるのですが、それをやるのも、もしかしたらそういうふうな階段の下までは下りてこられるけれども、そこから30メートル歩けないみたいな方もいるので、ドア・トゥー・ドアとなっているという事例もあると思うのです。なので、当然これは各団地のルールというところでなかなか触れにくいところではあるかもしれないのですが、そういった送迎をしている介護事業者で困り事と申しますか、そういう事情があるというのもぜひ所管として把握しておいていただければと思いますので、これは要望です。

以上です。

#### ○鈴木委員

1点だけお願いします。健康センターのところで1点伺いたいのなのですが、指定管理料が令和4年度から令和5年度に少し増えている理由を教えてください。令和4年度で収支とかはそれほど関係性はないのかもしれないのですが、結構たくさんここで指定管理料が増えて、その結果、差引き収支もかなり黒字が増えているのですが、この理由を教えてください。

#### ○若生健康課長

令和4年度から令和5年度での指定管理料の増加についてですが、その前の令和3年度については、令和5年度とあまり変わらないような水準の約1.5億円となっていますし、実はこのコロナ禍が続いて、令和2年度、令和3年度、令和4年度までかかって、いわゆるその利用者が減ったことによって利用料の収入もかなり減ってきたということがあって、それを状況を見つつ、指定管理料のほうは令和4年度についてはかなり回復するだろうと見込んでいたところ、結果的には想定していた収入に満たなかったというところもありまして、当初その収入を見込んでいた関係で指定管理料を低く抑えたのですが、結果としてやはり最終的には補正で補填させていただいたということもございまして、それを考慮して、令和5年度については元に戻したということで、約1.5億円弱ぐらいの指定管理料になっているというのが現状です。

#### ○鈴木委員

そうすると、令和5年度が2,000万円を超えての黒字になって、令和6年度というのも同じような指定管理料になっているのか。その確認だけお願いします。

#### ○若生健康課長

指定管理料、令和6年度につきましても、これは指定管理の更新があった関係で若干指定管理料が上がっているところは、人件費等の増加に伴ってあるのですが、指定管理料につきましてもほぼ同水準ぐらいに推移しているところでありまして、

#### ○鈴木委員

分かりました。これからどういう状況になっていくのかというのを注視したいと思います。

以上です。

#### ○石田（秀）副委員長

1点だけ、全体を見ていて思っ、このように私の理解がそれでいいのか、令和6年は逆に期待して

いいのかというのだけ聞きます。相手は品川総合福祉センターです。非常にそれはもう改善をしてくださっている、改善途中だから、令和5年のこの指定管理者のモニタリング評価なのかと思っているけれども、その理解でいいのか。だから来年これを見たら、そこの部分は大分改善がされていると胸を張って今、もう大分来ているから言えるのかどうかだけ聞きたいです。

なぜなら、八潮で行きたくないから人を頼むとその分単価が上がるのだとか、いろいろな話があって、いろいろな手も入れて頑張って行政側もやってきてくれて、その成果がやはり出るというのが、多分令和5年はまだ改善途中だったのかな。令和6年は大手を振って変わりましたと言えるようになってほしいと思っていて、そうなりますと言っていただけなのかどうか、そこだけ聞きます。

#### ○寺嶋福祉部長

まず、品川総合福祉センターのいわゆる執行部隊という中核を担っている事務局のほうも、経営改善を含めて鋭意取り組んでいるというところは情報も入ってきております。直接行って話しております。昨年私も派遣で行っておりましたので、内容については重々把握をしているところです。現場の職員も介護だけではなく、地域の防災も含めて物すごい力を入れてやっているということも把握しております。

数字、結果を出さなければいけないというところは品川総合福祉センターも強く思っていると思いますので、できればここでそのとおりですと言いたいところなのですが、そうなるように鋭意取り組んでいることと、区もしっかり支援していることは間違いございませんので、ぜひ来年に期待していただきたいと思っております。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 品川区立大井認知症高齢者グループホーム指定管理者候補者の選定について

#### ○松永委員長

次に、(2)品川区立大井認知症高齢者グループホーム指定管理者候補者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、大井認知症高齢者グループホーム指定管理者候補者の選定について、ご説明いたします。資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、1の趣旨です。大井認知症高齢者グループホームは、令和7年7月をもって現指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行うものです。

2の施設の名称、所在地、指定期間等です。名称は先ほど来申し上げているとおりのグループホームです。そして所在地が大井六丁目20番5号、現指定管理者は、株式会社ケアサークル恵愛です。現在の指定管理期間は令和2年8月1日から令和7年7月31日の5年間で、新指定期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日の5年間です。

3の指定管理者候補者の選定です。(1)選定方法につきましては、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針のとおり、応募によらず特定の事業者を選定することとします。なお、選定あたっては、

(2) のとおり、選定にかかる審議事項等を第一次審議する機関として予備委員会を設置した上で審議し、その審議結果を選定委員会に報告します。その報告を受けて、選定委員会にて有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・評価し、指定管理者候補者を選定いたします。(3) の選定基準は4点で、記載のとおりです。

4の指定管理者が行う業務については、(1)認知症対応型共同生活介護、認知症高齢者グループホームの提供に関する事。 (2)施設および設備の維持および修繕に関する事。 (3)施設および設備の使用に関する事。 (4)利用料金の徴収に関する事等です。

5の今後の予定です。11月に指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定します。そして、来年2月の第1回区議会定例会にて指定管理者の指定議決を提出し、審議していただく予定です。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。  
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 令和7年度分品川区立高齢者住宅(単身用)補欠登録者の募集について

#### ○松永委員長

(3)令和7年度分品川区立高齢者住宅(単身用)補欠登録者の募集についてを議題に供します。  
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私から、令和7年度分品川区立高齢者住宅(単身用)の補欠登録者の募集について、ご報告いたします。まず、本日お配りいたしました資料ですが、A4判片面刷りで1枚と、両面刷りの資料の2枚で、うち1部が募集のご案内となります。

それでは、1枚目の資料、令和7年度分品川区立高齢者住宅(単身用)補欠登録者の募集についてというタイトルの資料をご覧ください。高齢者住宅は現在、建設型3棟と借上型7棟の単身用の住宅が計217戸ございます。本件は募集案内に基づき申請をいただいた方について、お困りの度合いに応じて名簿登録をさせていただき、令和7年4月から令和8年3月までの間に高齢者住宅に空きが生じた際に、順次入居のご案内をさせていただくものでございます。

1、受付期間、2、受付場所、3、受付時間につきましては、資料に記載のとおりでございます。

4、募集内容の補欠登録者でございますが、これまでの空き状況の実績から、60人ほどを予定してございます。

5、申請資格につきましては、資料に記載の(1)から(5)までの全てに該当する方でございます。前年度と変更点はございません。

6、申請方法につきましては、必要書類をご準備いただき、ご本人の意思や現状を職員が聞き取りにて確認するため、申請者本人にご持参をいただいております。

7、周知方法でございますが、11月1日号の広報しながわ、統合チラシ、そして区のホームページに掲載いたします。また、募集案内につきましては、高齢者地域支援課の窓口、各シルバーセンター、

ゆうゆうプラザ、地域センター・サービスコーナー、在宅介護支援センターで配布する予定でございます。

続きまして、資料2枚目の募集案内をご覧ください。こちらが実際に区民の方へ配布する予定の募集案内でございます。こちらには、ただいまご説明申し上げたことに加えまして、資料中側の募集する高齢者住宅一覧、そして最後のページの部分に間取り図の例、注意事項、申請から入居までの手順の流れを記載しているところでございます。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

実績を少し伺いたいのですけれども、令和4年度の募集で何人が応募して、令和5年度で何人入れたのか伺います。

それから、去年の令和5年度の応募者が何人かも教えてください。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

まず、令和4年度の実績でございますが、65名の方に登録いただきまして、入居された方が22名いらっしゃいます。

それから、昨年度につきましては、62名の方に申込みをいただいているところでございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(4) 品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設（東品川ゆうゆうプラザ）指定管理者候補者の選定について

#### ○松永委員長

次に、(4)品川区立東品川高齢者多世代交流施設（東品川ゆうプラザ）指定管理者候補者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

続きまして、それでは私から、品川区立東品川高齢者多世代交流施設指定管理者候補者の選定について、ご説明させていただきます。

1の趣旨でございます。東品川高齢者多世代交流支援施設は令和2年9月に開設し、60歳以上の高齢者の健康の維持、増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、高齢者の福祉の増進を図っております。指定管理期間が令和7年8月に満了いたしますので、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行うものでございます。

2、指定管理者が管理を行う施設の概要でございます。名称は品川区立東品川高齢者多世代交流施設、所在地は東品川三丁目32番10号です。現指定管理者は、社会福祉法人福栄会であります。現在の指定管理期間は令和2年9月1日から令和7年の8月31日の5年間でありまして、新指定管理期間は令和7年9月1日から令和12年の8月31日の5年間であります。

3、指定管理者の候補者の選定でございます。内容につきましては資料に記載のとおりの内容で、先ほど高齢者福祉課長より説明しました品川区立大井認知症高齢者グループホームの指定管理者候補者の選定の内容と同一となるため、説明は割愛させていただきます。

4、指定管理者が行う業務につきましては、品川区立高齢者多世代交流施設条例の第15条に規定する業務に関することでございます。（1）施設の運営に関すること、（2）設置目的を達成するために必要な業務の企画、運営等に関すること、（3）施設の維持および修繕に関すること、（4）その他、区長が特に必要があると認めた業務でございます。

5、今後の予定でございます。再来月の11月に指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会を開催いたしまして、翌月12月に指定管理者候補者を選定いたします。年明け2月の第1回定例会にて、指定管理者の指定議案を提出いたしまして、ご審議をいただく予定でございます。

**○松永委員長**

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永委員長**

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

委員会時間が12時を過ぎておりますが、このまま継続させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○松永委員長**

ありがとうございます。

---

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

**○松永委員長**

次に、予定表では2の行政視察についてですが、会議の運営上、先に予定表3のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永委員長**

それでは、この案のとおり申出いたします。

---

(2) 委員長報告について

**○松永委員長**

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永委員長**

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

---

(3) その他

**○松永委員長**

次に、(3)その他で何かございますでしょうか。

**○五十嵐保健予防課長**

私のほうから、高齢者新型コロナウイルス定期予防接種の実施につきまして説明させていただきます。前回の8月26日の厚生委員会のほうで説明をさせていただきましたが、その後、東京都が補正予算を組みまして、2,500円以下にする自治体につきましては1,000円を補助することになりました。そのため、品川区ではその補助金を利用し、自己負担額を2,500円としましたので、ご報告させていただきます。

**○松永委員長**

説明が終わりました。

本件につきまして、正副委員長にて事前に確認させていただき、既に事業自体の説明は8月26日の厚生委員会にて報告事項として報告されていること、区民への周知などについては広報紙などにて周知はされていることなどを所管部署より確認しております。そのことを踏まえて、特に確認事項等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永委員長**

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

---

2 行政視察について

**○松永委員長**

最後に、予定表2の行政視察についてを行います。

まず、行政視察の同行理事者につきましては、阿部健康推進部長との報告を区長より受けておりますので、ご報告いたします。

次に、サイドボックスに掲載しております行政視察についての資料を基に、視察先の概要について確認していきたいと思いますが、これ以降は同行される阿部健康推進部長のみお残りいただき、その他の理事者の方はご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

〔理事者退席〕

**○松永委員長**

それでは、行政視察についての資料を基に、視察先の概要について理解を深めたいと思います。進め方につきましては、まず資料を基に私から視察先についての概要をお話しし、その後に視察先への質問や確認したい事項などのご発言をお願いしたいと思います。

それでは、初めに私から視察先をご紹介します。視察の行程にならって一括してお話しします。

まず大分県です。ページ番号を下につけております。1ページをお開きください。令和6年10月29日火曜日、1日目でございます。視察先は大分県庁になります。視察内容は、大分県では「福祉人材確保・育成について」、併せて「外国人材の受け入れについて」視察を行います。

2ページをご覧ください。大分県内の高齢者の状況が記載されております。大分県の65歳以上人口の人口に占める割合は34.2%、75歳以上人口の人口に占める割合は18.8%となっております。

3ページから5ページまでをご覧ください。介護分野における覚書調印についてでございます。大分

県では、令和元年8月にベトナム国に本社があるU International Human社と介護人材を大分県内の介護施設に受け入れる体制を構築するため、記載しております(1)、(2)の事項について、互いに協力関係を結ぶことを内容とする覚書を調印しております。

6ページから7ページまでをご覧ください。先ほどの覚書の調印と併せて、大分県では令和5年4月にベトナム国クアンガイ省との人材交流を通じ、両者の経済発展を図るため、大分県とクアンガイ省労働などとの間で覚書を締結しました。本覚書の締結の目的は、両者の間で人材を送り出し、および受入れを積極的に推進し、大分県における就労を通じた技能取得等によるクアンガイ省の経済発展、人材の質的向上に貢献するとともに、大分県の経済発展を図ることを目的としていることです。

8ページから14ページまでは、令和6年3月時点での大分県の外国人材の受入れ・共生のための対応策の資料となります。

15ページから44ページまでは、大分県社会福祉協議会が行った、大分県内の介護サービス事業所へ調査をした、外国人介護人材の受入れ状況の調査結果の内容となっております。

45ページをご覧ください。45ページから53ページまでは、大分県が実施している外国人材を雇用する際におけるイニシャルコストに対し、予算の定めるところにより、補助金を交付する雇用インセンティブ補助金の交付要綱となっております。1人当たりの補助上限額を13万円とし、補助金を交付しております。

以上が大分県についての概要となりますが、現在、大分県ではベトナム以外にも東南アジア諸国との介護人材を含む人材交流(人材育成)を推進していく方向で、自治体としても動いているとご紹介いただいております。また、当日は外国人材全般の受入れに関する取組内容に加え、日本人材の確保の状況や課題などについても先方よりご説明いただく予定となっております。

次に54ページで、熊本県阿蘇市です。行政視察2日目、10月30日水曜日の午後でございます。視察場所は阿蘇医療センターになります。視察内容は、災害医療についてが主な内容になります。

55ページをご覧ください。55ページから58ページまでは、今回の視察場所となる阿蘇医療センターの病院概要となります。

59ページをご覧ください。59ページから102ページまでは、全国保健所長会にて阿蘇市が発表した、熊本地震における阿蘇市の活動報告の資料となります。

61ページをご覧ください。阿蘇市を含む記載の阿蘇地域の人口は約6万5,000人、高齢化率は34.6%となっております。

1ページお進みいただきまして、63ページから64ページまでは熊本地震の被害状況などが記載されております。熊本地震は、前震で平成28年4月14日午後9時26分に熊本県熊本地方(益城町)にて震度7を観測し、本震として同年4月16日午前1時25分に熊本県熊本地方(益城町、西原村)で震度7を観測し、その後、同一地域にて立て続けに強い揺れを観測しました。阿蘇地域では、西原村で4月16日震度7を観測。今回視察予定の阿蘇市では4月14日の発災から5日間にかけて、最大震度は6弱、震度5強の地震については3回、震度5弱の地震を1回観測しました。

被害状況として、阿蘇地域では死者が44名、全壊住家が1,326戸、半壊住家が2,574戸となっております。避難所数は139か所、また避難者数は1万7,422人となっております。

65ページから67ページをご覧ください。阿蘇医療センターは災害拠点病院に指定されており、熊本地震発災後からDMAT(89チーム)が阿蘇医療センターを拠点として医療救護活動を展開しております。ADRO(阿蘇地区災害保健医療復興連絡会議)発足後は、事務局の拠点として、連日会議を

開催しておりました。

66ページは、熊本県地域防災計画に基づく地域災害医療提供体制のイメージ図となります。災害拠点病院、各医療関係団体などの一体として、地域災害医療コーディネートチームを結成いたしました。

67ページでは、阿蘇医療コーディネートチームの構成メンバー等が記載されております。

68ページから82ページまでは、本震からADRO発足までの阿蘇市保健所の動きについて掲載されております。

90ページからは、保健医療活動やADROの活動内容について記載しております。

98ページをご覧ください。災害時保健医療対策については、①医療救護体制の構築、②保健予防活動、③生活環境衛生対策の3本柱としております。

以上が、熊本県阿蘇市についての概要でございます。

最後に103ページの福岡県です。行政視察3日目、10月31日木曜日でございます。視察場所は福岡県庁、途中移動し、障がい者就労支援ホームあけぼの園になります。

104ページをご覧ください。福岡県・日本財団では、2021年7月2日に障害者工賃の向上に向けた連携協定を締結しました。これに伴い、BPO企業を通じて県内企業等からの受注を獲得し、県共同受注窓口（セルフセンター福岡）を介して、県内の就労継続支援B型事業所等へ、年間を通じて高収益の仕事を安定的に配分することで、工賃向上を目指す取組の実施に伴い締結されたものです。

108ページをご覧ください。令和4年6月に就労支援の場開所式として、障がい者就労支援チームあけぼの園の紹介がされております。

109ページをご覧ください。112ページまでがあけぼの園のホームページの資料となります。あけぼの園は、福岡県より指定管理を受託して運営しており、運営会社は、社会福祉法人福岡コロニーとなっております。サービスの種類は、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、生活介護事業、施設入所支援となっております。

113ページからは、令和5年8月にプレス発表がありました複数の障がい者施設で共同作業する福岡モデルの新拠点の記事となります。新拠点は北九州市の施設であります。今回は既に就労支援の場として設置されている、就労支援ホームあけぼの園に伺う予定です。

福岡県が実施している就労支援の場は、全国で唯一、複数の障がい者施設の皆様や、働きづらさを抱えた方が共同で作業を行う福岡モデルとして、デジタル化業務に取り組んでおります。

簡単ではございますが、視察先のご紹介は以上です。

次に、視察先で特に質問や確認したい事項、ご要望等がございましたらご発言いただきたいのですが、先日もお伝えしたとおり、各視察先より質問事項を事前送付の依頼がございます。そこで、どういう視点を持って調査していきたいか、どういうことを先方に聞いて確認したいかなど、各委員、本日の勉強会の資料を参考に視察先について調べていただき、またご意見や質問事項を出していただきたいと思っております。視察先に関する質問事項等の取りまとめの方法などの詳細は、委員会終了後に追ってお知らせしますが、10月4日金曜日をめどに事務局へご提出願いますようお願いいたします。

それでは、現時点において、視察先で特に質問や確認したい事項等の要望がございましたら、ご発言願います。

それでは、ご意見については期日までに提出いただきますよう、よろしく願います。

以上で、行政視察についてを終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後0時17分閉会